

平成27年9月定例会 会議録（2日目）

平成27年9月17日（木曜日）

開会時間 午後3時30分

閉会時間 午後4時00分

事務局

ご起立下さい。礼。ご着席ください。

議長

平成27年池田町議会、定例会の本会議を開会します。ただ今の出席議員は7名全員であります。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります、日程表のとおりであります。

議長

日程第1

会議記録署名議員の指名を行います。本定例会の会議記録署名議員は、会議規則第112条の規定により、5番飯田拓見君、7番岩崎昭一君の両名を指名します。

日程第2

議案第59号、議案第62号、議案第63号、議案第64号

日程第3

議案第59号、議案第60号、議案第61号、議案第64号

以上、8件6議案を一括議題とします。

ただいま、議題としました案件につきましては、9月15日の本会議において、それぞれの常任委員会に付託しておりますので、委員会の審査結果につき、各常任委員会、委員長より報告を求めます。

総務厚生常任委員会、委員長、飯田拓見君

飯田議員

議長、飯田

議長

飯田拓見君

飯田議員

総務厚生常任委員会審議結果報告、さる 15 日に本会議において、総務厚生常任委員会に付託を受けました案件の審議の経過及び結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は、15日、委員会を開催し、付託を受けました各案件につきまして慎重に審議致しました結果、議案第 59 号平成 27 年度池田町一般会計補正予算第 3 号総務厚生常任委員会関係部門、議案第 62 号平成 27 年度池田町介護保険特別会計補正予算第 2 号、議案第 63 号平成 27 年度池田町手数料徴収条例の一部改正について、以上 3 議案につきましては、いずれも原案の通り可決することに決した次第であります。

なお、議案第 64 号平成 26 年度池田町各会計歳入歳出決算の認定については、総務厚生常任委員会関係部門は、閉会中も継続しんさとすることに決した次第であります。以上。

議長

文教経済常任委員会、委員長、森田稔君

森田議員

はい、議長、森田

議長

森田稔君

森田議員

文教経済常任委員会審査結果を報告いたします。去る 15 日の本会議において、文教経済常任委員会に付託を受けました案件の審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、16日、委員会を開催し、付託を受けました各案件につきまして慎重に審査致しました結果、議案第 59 号池田町一般会計補正予算第 3 号文教経済常任委員会関係部門、議案第 60 号平成 27 年度池田町簡易水道特別会計補正予算第 2 号、議案第 61 号平成 27 年度池田町下水道事業特別会計補正予算第 2 号以上、3 議案につきましては、いずれも原案のとおり可決することに決した次第であります。

なお、議案第 64 号平成 26 年度池田町各会計歳入歳出決算の認定について文教経済委員会関係部門は、閉会中も継続審査とすることに決定した次第であります。以上、報告を終わりります。

議長

ただいま、各委員長より所管ごとの報告がありましたが、これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

宇野議員

1番、宇野邦弘

議長

宇野邦弘君

宇野議員

えっと議案第63号池田町手数料徴収条例の一部改正について反対の立場で討論いたします。マイナンバー制度導入に関わる手数料の改正であります。マイナンバー制度は確かに、すでに決まったことであります。しかし、このマイナンバー制度、ある報道によっても総額3千億円以上もの全体としての国の経費がかかり、まさに導入後は大混乱にもなりかねない。まあこういう報道では第二の国立競技場になりかねない。こういう指摘もあります。

導入に伴って地方自治体の業務の煩雑さ、事務手続きの複雑さ、多くの自治体が一層の混乱になりかねない。また、マイナンバー制度導入によって中小業者のメリットもない。多くの中小業者は答えていました。

こんな状況の下で実施するマイナンバー制度に伴う条例改正については、以上の理由から、やっぱり反対するものは反対言う立場で反対を表明させていただきます。以上です。

議長

他に討論ありませんか。

議長

これで討論を終わります。

議長

これより議案第59号から議案第63号までを採決します。

議長

お諮りします。

議案第59号平成27年度池田町一般会計補正予算第3号を原案とおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

全員起立

議案第59号については、全員起立です。

よって、議案第59号平成27年度池田町一般会計補正予算第3号については原案のとおり通り可決されました。

つづきまして、議案第60号平成27年度池田町簡易水道特別会計補正予算第2号を原案とおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

全員起立であります。

よって、議案第60号平成27年度池田町簡易水道特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決されました。

議案第61号平成27年度池田町下水道事業特別会計補正予算第2号を原案とおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

全員起立です。

よって、議案第61号平成27年度池田町下水道事業特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決されました。

議案第62号平成27年度池田町介護保険特別会計補正予算第2号を原案とおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

全員起立です。

よって、議案第62号平成27年度池田町介護保険特別会計補正予算第2号につきましては原案のとおり可決されました。

議案第63号平成27年度池田町手数利用徴収条例の一部改正についてを原案

とおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

起立多数です。

よって、議案第63号平成27年度池田町手数利用徴収条例の一部改正について原案のとおり可決されました。

なお、議案第64号平成26年度池田町各会計歳入歳出決算の認定については、各委員長の報告は、いずれも閉会中も継続審議の要請であります。

よって、本案は、委員長報告のとおり継続審議とすることにご異議ありませんか。

異議なし

議長

ご異議なし認めます。よって、議案第64号は継続審議することに決定いたしました。

議長

日程第4

物品購入契約の締結についてを議題とします。議案の朗読を省略します。
町長より提案理由の説明を求めます。

町長

議長、町長、杉本

議長

町長、杉本君

町長

ただいま、議題となりました議案第65号物品購入契約の締結につきましては、9月15日随意契約にて仮契約を行いました、仮称、わんぱく冒険の森整備事業におけるジップライン用ハーネス等3種類275点の購入契約において地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

その契約の内容は金額1千百27万4千9百84円うち取引に係る消費税の

額は83万5千百84円にて東京都渋谷区渋谷2丁目6番12号ベルデ青山6階株式会社プロジェクトアドベンチャージャパン代表取締役 林壽夫 と契約締結いたそうとするものでございます。

何卒、ご審議のうえご決議賜りますようお願い申し上げます。

議長

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。これをもって質疑を終わります。

議長

これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議長

お諮りします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

全員起立です。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

議長

日程第5

議案第66号教育委員の任命についてを議題と致します。事務局に議案を朗読させます。

事務局長

議長、事務局長、下村

議長

事務局長、下村君

事務局長

議案第66号教育委員会委員の任命について、教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、昭和31年法律第162号第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。記、住所、池田町

魚見第85号1番地、氏名、宮本純子、生年月日、昭和40年5月17日生まれ、平成27年9月17日提出、池田町長名であります。

議長

町長より提案理由の説明を求めます。

町長

議長、町長、杉本

議長

町長、杉本君

町長

議案第66号教育委員会委員の任命につき同意を求めるにつきましては、この9月30日をもって任期満了を迎える現、宮本純子委員を再度、教育委員に任命いたしたく地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

同氏は、明朗で人望も厚く社会福祉事業や教育子育事業に対しましても熱心な取り組みを頂いております。教育委員として真に適任と存じますのでよろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。これをもって質疑を終わります。

議長

これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議長

これより、議案第66号教育委員の任命についてを採決します。

議長

お諮りします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

異議なし

議長

ご異議なしと認めます。よって議案第66号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長

日程第6

議案第67号教育委員の任命についてを議題と致します。事務局に議案を朗読させます。

事務局長

議長、事務局長、下村

議長

事務局長、下村君

事務局長

議案第67号教育委員会委員の任命について、教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、昭和31年法律第162号第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。記、住所、池田町千代谷第16号1番地、氏名、岸本英明、生年月日、昭和49年3月15日生まれ、平成27年9月17日提出、池田町長名であります。

議長

町長より提案理由の説明を求めます。

町長

議長、町長、杉本

議長

町長、杉本君

町長

議案第67号教育委員会委員の任命につき同意を求めるにつきましては、先の案と同様、この9月30日をもって任期満了を迎える現、岸本英明委員を

再度、教育委員に任命いたしたく地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

同氏は、温厚で人望も厚く地域社会活動や学校教育、スポーツ、体育振興に対しましても熱心な活動を頂いております。教育委員として真に適任と存じますのでよろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。これをもって質疑を終わります。

議長

これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議長

これより、議案第67号教育委員の任命についてを採決します。

議長

お諮りします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

異議なし

議長

ご異議なしと認めます。よって議案第67号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長

日程第7

発議第2号池田町議会会議規則の一部改正についてお議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。

事務局長

議長、事務局長、下村

議長

事務局長、下村君

事務局長

発議第2号池田町議会会議規則の一部改正について、上記議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び池田町議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成27年9月17日提出、池田町議会議長、佐野和彦殿、提出者、池田町議会議員、飯田茂治、賛成者、池田町議会議員、飯田拓見、賛成者、池田町議会議員、森田稔、提案理由、議会における欠席の届け出の取扱いについて、社会情勢等を勘案し、出産する場合の欠席届け出について新たに定めたいので、この案を提出する。以上です。

議長

本案について、提案理由の説明を求めます。

飯田議員

議長、飯田

議長

飯田茂治君

飯田議員

発議第2号池田町議会会議規則の一部改正について提案理由を申し上げます。標準町村議会会議規則の改正をしたことからこの趣旨を踏まえて提案するものであります。議員が本会議など欠席することの理由に現在の規則では女性議員の出産については、明確に規定されておりません。

そこで今後、池田町議会においても女性が活躍できる環境を整備し、議会を活性化させ、より良い住民サービスを実現するため会議規則に出産に伴う議会の欠席に関する規定を明確に設けていただくものであります。議員各位のご賛同をお願い申し上げ提案理由とさせていただきます。

議長

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。これをもって質疑を終わります。

議長

これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議長

これより、発議第2号池田町議会会議規則の一部改正についてお採決します。

議長

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

異議なし

議長

ご異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

議長

日程第8

発議第3号池田町議会傍聴規則の一部改正についてお議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。

事務局長

議長、事務局長、下村

議長

事務局長、下村君

事務局長

発議第3号池田町議会傍聴規則の一部改正について、上記議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び池田町議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成27年9月17日提出、池田町議會議長、佐野和彦殿、提出者、池田町議會議員、飯田茂治、賛成者、池田町議會議員、飯田拓見、賛成者、池田町議會議員、森田稔、提案理由、議会の傍聴席に持ち込む事を禁止している物について社会情勢等を勘案し、杖については容認したいのでこの案を提出する。以上です。

議長

本案について、提案理由の説明を求めます。

飯田議員

議長、飯田

議長

飯田茂治君

飯田議員

発議第3号池田町議会傍聴規則の一部改正について提案理由を申し上げます。標準町村議会会議規則の改正をしたことからこの趣旨を踏まえて提案するものであります。現在の規則では、杖を持っている人は他人に危害を加える恐れがあるとして議会の傍聴室に入ることができないと明記されております。

杖が必要な方々の政治、議会への参加に妨げるような規定を見直して規則から杖を削除するものであります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げ提案理由とさせていただきます。

議長

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。これをもって質疑を終わります。

議長

これより討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議長

これより、発議第3号池田町議会傍聴規則の一部改正についてお採決します。

議長

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

異議なし

議長

ご異議なしと認めます。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

議長

日程第9

池田町議会派遣の件を議題とします。議員派遣につきましては、お手元に配布のとおり、派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

異議なし

議長

ご異議なしと認めます。よって議員派遣の件については、原案のとおり可決されました。

町長より発言が求められていますのでこれを許します。

町長

議長、町長、杉本

議長

町長、杉本君

町長

三日間にわたりました町議会9月定例会が閉じられるに当たり一言御礼を申し上げます。本定例会、議員各位には連日、慎重審議を頂くと共に現場への視察を頂くなど精力的な審議とご指導を頂き、ただ今は継続審査の決算認定を除き、ほか議案につきましては、妥当とのご決議を賜りましたこと、ここに深く敬意を表し厚く御礼を申し上げる次第でございます。

また、このたび町議会におかれましたは、時代の変遷に伴い議会のあり方研究及び議会活性化検討活動に取り組むとの方針のもと勉強会、研修会、競技意見交換会などを実施することあります。まことに時期を得た取り組みであり、あらためて敬意を表しますと共にせん越でありますか行政としてもご支援ができればと存じております。

さて、収穫の秋が盛りを迎えておりますが、町内、秋は数多くの催しが計画されております。9月25日の敬老会から池田マラソンに職の文化祭、そして町民文化祭など毎週末に企画されております。天候に恵まれ大勢の方でにぎわうことを祈念する次第でございます。結びに季節の変わり目、町民皆様のご自愛を願い本定例会、御礼の場といたします。ありがとうございました。

議長

以上で本定例会に付議された案件はすべて終了しました。

9月定例会の閉会にあたり一言ご挨拶申し上げます。さる、15日開会以来、三日間にわたり、理事者より提案されました各議案につきまして、本会議並びに委員会を通じ、慎重にご審議いただき、本日ここに全日程を終了できましたことを心から深く感謝申し上げます。

近年、政治に対する無関心が社会問題となり、地方議会や議員の役割や、あり方が問われている中、私たち池田町議会においても、先進地視察や研修会を積極的に行い、住民の方々や有識者、行政執行部の皆さんとの意見交換も交えながら、池田町のまちづくりに、更に貢献できる議会のあり方について、検討を進めたいと考えます。今後とも議会運営につきましては、皆様方の格別のご協力をお願い申し上げる次第であります。

なお、理事者におかれましては、審議の間、常に真摯な態度で審議にご協力いただきましたことに厚くお礼申し上げます。

終わりに、これからも秋も深まり、池田町では収穫の最盛期となっております。議員各位、町民皆様には、健康に留意されますとともに、ますますのご活躍をご祈念いたしまして、閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。

これにて、平成27年9月池田町議会定例会を閉会します。

事務局長

ご起立下さい。礼。

議

長

飯野 和彦

会議録署名議員

飯田 扱丸

会議録署名議員

岩崎 駿一